

株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画に係る事後調査報告書（供用時その2）の写しの縦覧を行います。

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき、株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画に係る事後調査報告書（供用時その2）の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称

株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画

2 指定開発行為者

名称：株式会社東京機械製作所

代表者：代表取締役社長 木船 正彦

住所：東京都港区芝五丁目26番24号

名称：住友不動産株式会社

代表者：代表取締役社長 仁島 浩順

住所：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル

名称：株式会社イトーヨーカ堂

代表者：代表取締役社長 三枝 富博

住所：東京都千代田区二番町8番地8

3 公告日 平成31年3月11日（月）

4 事後調査報告書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間 平成31年3月11日（月）から平成31年4月9日（火）まで
土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(2) 縦覧場所 中原区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）

(3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

※上記期間中、本市ホームページにて当該事後調査報告書の内容を御覧になれます。

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

5 意見書の提出締切日 平成31年4月9日（火）

6 問合せ先（事後調査報告書の業務受託者）

住所：東京都目黒区中目黒三丁目1番33号

名称：株式会社東急設計コンサルタント

電話：03-3715-9530

（川崎市環境局環境評価室 藤田担当）

電話044-200-2152

E-mail 30kanhyo@city.kawasaki.jp

環境アセスメントに係るお知らせ

平成31年3月11日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づき株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画に係る事後調査報告書（供用時その2）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	<ul style="list-style-type: none"> 東京都港区芝五丁目26番24号 株式会社東京機械製作所 代表取締役社長 木船 正彦 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル 住友不動産株式会社 代表取締役社長 仁島 浩順 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役社長 三枝 富博
	指定開発行為の名称	株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 商業施設の新設（第1種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区新丸子東三丁目1135番1他
	指定開発行為の目的	集合住宅の新設及び商業施設の新設
	指定開発行為の内容	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域面積：約37,200㎡（準工業地域・商業地域） 延べ面積：約212,860㎡（A-1地区約108,600㎡、B-1地区約104,260㎡） 建築面積：約22,233㎡（A-1地区約18,240㎡、B-1地区約3,993㎡） 計画高さ：A-1地区約25.5m B-1地区約184.9m
	事後調査の項目等	緑（緑の質）
縦覧のお知らせ	環境影響評価の手続経過	平成24年4月4日：条例環境影響評価書公告 平成25年2月27日：事後調査報告書（工事中その1）公告 平成25年10月8日：事後調査報告書（工事中その2）公告 平成29年10月2日：事後調査報告書（供用時その1）公告
	縦覧期間及び縦覧時間	期 間：平成31年3月11日（月）～平成31年4月9日（火） 土曜日、日曜日及び祝日は除く。 時 間：午前8時30分時から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて事後調査報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	中原区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の完了後の状況と明らかに異なると認め、<u>環境の保全の見地から御意見を有する方は、川崎市環境影響評価に関する条例第36条に基づき、意見書を提出することができます。</u> 提出された意見書は、個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 意見書を提出できる期間： <u>平成31年3月11日（月）から平成31年4月9日（火）まで</u> （郵送の場合は、平成31年4月9日消印有効） 提出先： 環境局環境評価室（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 提出方法： 郵送、持参もしくは本市HP専用フォーマットにて御提出ください。 https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=3498 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書 の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。記載いただいた 個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護 条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。
問合せ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156	